

環境メールマガジン (第10号)

発行日：平成24年11月 9日
発行元：野洲市環境経済部環境課
「野洲市環境保全活動推進事業」
電話：077-587-6003

10月1日の全国紙新聞より

平成24年9月29日 午後 2時半頃、兵庫県の化学工業会社における製造プラントの原料貯蔵タンクの爆発・火災が発生しました。

事故経緯

- 午後1時頃 工場見回り中のオペレーターが、異常を知らせる白煙が出ているのを確認し、上司に報告。
- 午後1時20分 作業員らが、冷却のため消防用ホースで放水したが、異常は解除できず。
- 午後1時40分 自衛消防隊に出動を要請。
- 午後1時51分 会社から地元消防署に、ホットラインで通報。
- 午後1時58分 地元警察署にも通報。
- 午後2時33分 原料貯蔵タンクの爆発・火災発生。

通報遅れで、情報伝達が不十分になり、対応が間に合わなかった。

同社の防災規定では、「消防機関等への通報を必要とする異常現象は、出火や爆発、温度の異常など制御不可能な状態を認めた場合に通報する」と定められていました。

事の重大性を読みきれなかった！！

「異常事態判断できず」！！

“従業員は自力で対応できると思った”

事故発生は、「何時」「どこで」「誰が」発見するか分かりません。通報の判断や事故への対応が、非常に重要であり、発見者が、責任者に、迅速、かつ適確に通報・連絡できるよう「通報・連絡訓練」をしておくことが大切です。また、担当者自身が、自社で使用している危険物や原材料の性状や特徴をよく理解して、異常が発生した時には、適切に対処できるよう、日頃から「緊急事項対応」を教育・訓練しておくことが必要です。もし、油の漏えい等の事故を起こせば莫大な損害が発生しますので、今一度状況を確認されて不十分な場合、しっかりと教育してください。

“備えあれば憂いなし”

10月9日(火)ゲンゼ(株)守山工場と守山市山賀川河口において、行政と企業合同で水質事故被害拡大防止訓練が行われました。

滋賀県南部環境事務所、湖南広域消防局北消防署、草津市、栗東市、守山市、野洲市及び各市内の企業約100名の参加の下、臨場感あふれる「通報訓練」「土嚢の作製」「吸着マットの吸着実験」及び実践訓練として河川で「土嚢積み」や琵琶湖河口で油の流入・拡散を防ぐ「オイルフェンスの展張」など被害の拡大防止訓練に、真剣に取り組まれました。



「写真」 (場所：守山市山賀川河口)



(写真出典：湖南・甲賀環境協会)



「写真」 オイルフェンスで堰止めた油を懸命に柄杓で回収して、琵琶湖への油流入は阻止されました。

行政と企業の合同「水質事故被害拡大防止訓練」を通じて、「**通報**」や「**緊急資材の備蓄**」の大切さ、河川に流出した「**油回収の方法**」等を理解するとともに、「**行政**」と「**企業**」との**連携活動**と「**事故対応の判断**」の重要性を化学工業会社の火災対応事例から学ぶことができました。

環境事故防止対策

環境事故対応の訓練も重要ですが、不注意による「**誤操作**」や「**設備の管理不足**」による油洩れ等環境汚染事故を防止するためには、「**誤操作防止策(フルプルーフ)**」の導入や「**設備等の予防保全計画**」に基づく「**設備等**」の維持管理活動と併せて、日頃から、**工場排水の状況**などを観測して、地域環境への影響等を確認することが、**地域環境の保全**に繋がります。